

## 会 議 録

|                 |  |
|-----------------|--|
| 会 議 の 名 称       | 令和5年度第3回所沢市情報公開・個人情報保護審査会  |
| 開 催 日 時         | 令和5年7月21日（金）午前9時30分～午前11時10分   |
| 開 催 場 所         | 市役所 高層棟6階 601会議室   |
| 出 席 者 の 氏 名     | 徳永 眞澄 会長<br>石上 泰州 委員<br>後藤 八郎 委員<br>小寺 智子 委員   |
| 欠 席 者 の 氏 名     | 川村 顕 委員  |
| 説 明 者 の 職 ・ 氏 名 |  |
| 議 題             | (1) 不服申立てについての審査（諮問第39号）<br>(2) 所沢市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の改正について<br>(3) その他  |
| 会 議 資 料         | (1) 不服申立てについての審査（非公開）<br><br>(2) 所沢市情報公開・個人情報保護審査会運営要領について<br>資料10 所沢市情報公開・個人情報保護審査会運営要領改正案<br>資料11 所沢市情報公開・個人情報保護審査会運営要領新旧対照表<br>資料12 所沢市情報公開・個人情報保護審査会条例 |
| 担 当 部 課 名       | 市民部市民相談課 電話 04-2998-9206<br>市民部市民相談課長 守谷 秀明<br>市民部市民相談課市政情報センター所長 田中 栄治  |

様式第2号

| 発言者  | 審議の内容(審議経過・決定事項等)   |
|------|---|
| 守谷課長 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の開会を宣言</li> <li>・委員5名のうち過半数である4名が出席していることから、会議が成立していることを確認</li> </ul>   |
| 議長   | <p>(これより、審議会条例第7条第1項に基づき、徳永会長が進行する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会条例第12条の規定により、会議を「議事(1)不服申立てについての審査 諮問第39号」は非公開、「議事(2)所沢市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の改正について」は公開で実施することを確認</li> <li>・会議録は要約方式とすることを確認</li> </ul>   |
|      | 議事(1) 不服申立てについての審査 (非公開)  |
|      | 議事(2) 所沢市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の改正について  |
|      | 議事(2)については、会議を公開するため、傍聴者の有無を確認した。なお、傍聴者はいなかった。  |
| 徳永会長 | <p>所沢市情報公開・個人情報保護審査会運営要領は、所沢市情報公開・個人情報保護審査会条例第15条の規定により、「会長が審査会に諮って定める。」とされています。</p> <p>令和5年4月1日に個人情報の保護に関する法律の一部改正が施行されたことに伴い、本審査会運営要領「第1 審査請求に関する審査」に規定されている根拠規定を改正する必要があることから、本審査会に諮り、委員の皆様にご意見を伺います。</p> <p>本審査会運営要領の改正内容について、事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 田中所長 | <p>それでは、所沢市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の改正内容について、説明させていただきます。</p> <p>資料11「所沢市情報公開・個人情報保護審査会運営要領新旧対照表」をご覧ください。</p> <p>本審査会運営要領の改正案の前後を表で示しております。先ほど徳永会長からご説明があったように、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所沢市個人情報保護条例が令和5年4月1日で廃止となりました。併せて、所沢市情報公開・個人情報保護審査会条例も一部改正しました。</p> <p>これまでは、個人情報開示請求に係る審査請求は、所沢市個人情報保護条例第30条の規定による諮問に応じて調査審議をしておりましたが、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する第1項又は所沢市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項の規定による諮問に応じて調査審議をすることになったことから、本審査会運営要領の一部を改正するものです。</p> |
| 議長   | 改正内容に対して、各委員からご質問、ご意見はありますか。  |
| 委員   | 特になし  |
| 議長   | それでは、所沢市情報公開・個人情報保護審査会運営要領について、案のとおり一部改正ということによろしいでしょうか。  |
| 委員   | 異議なし  |
|      | 議事(3) その他 (非公開)   |
| 議長   | 以上で令和5年度第3回所沢市情報公開・個人情報保護審査会を終了します。   |

|         |           |
|---------|-----------|
| 守 谷 課 長 | ・会議の閉会を宣言 |
|---------|-----------|